

健生食輸発0715第1号  
令和7年7月15日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(パラグアイ産チアシードのアトラジン、中国産ねぎのチアメトキサム及びベトナム産バナナのアセタミプリド)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和7年7月9日付け健生食輸発0709第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、パラグアイ産チアシードのモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

また、これまでの検査実績を踏まえ、中国産ねぎ及びベトナム産バナナについてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

なお、パラグアイ産チアシードのアトラジンについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いする。

## 記

### 1. 別表第2への追加

- ・パラグアイ産チアシード及びその加工品(簡易な加工に限る。)のアトラジン

### 2. 別表第3への追加

- ・パラグアイ産チアシード及びその加工品(簡易な加工に限る。)のアトラジン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「INDUGRAPA S. A.」であるものに限る。)

### 3. 別表第2から削除

- ・ベトナム産バナナ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のアセタミプリド

### 4. 別表第3から削除

- ・中国産ねぎ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のチアメトキサム(製造者、製造

所、輸出者又は包装者が「ANQIU WANSHUN FOOD CO., LTD」又は「LIANYUNGANG GEAN FOODS CO., LTD」であるものに限る。）